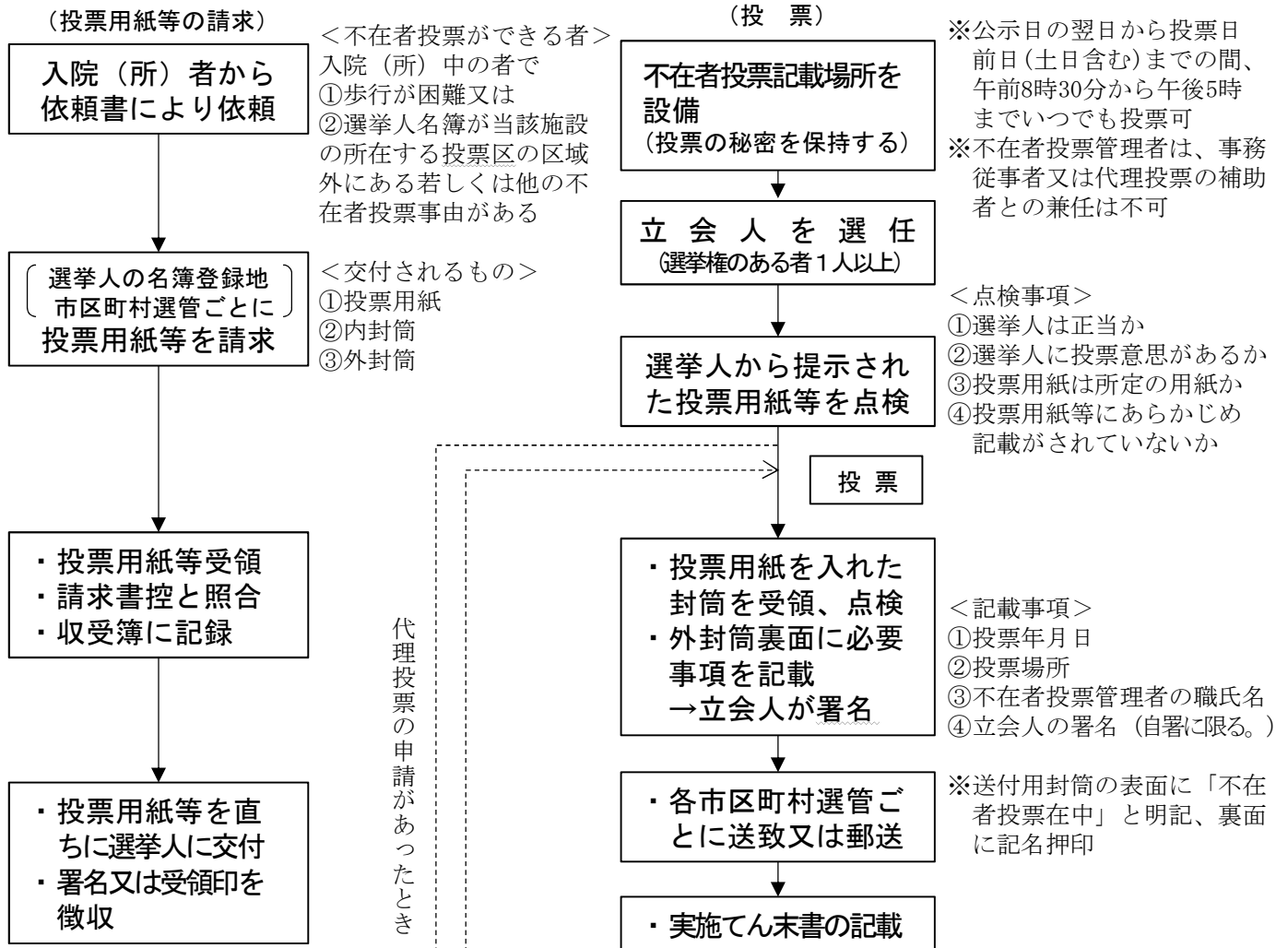


～ 不在者投票管理者がしなければならないこと～

(ここでは、代理請求の場合について説明します。詳しくは指定病院等不在者投票事務取扱要領を参照してください。)



代理投票の申請があったとき

＜代理投票について＞

代理投票の申請を受ける

立会人の意見を聴き投票記載場所の事務に従事する者のうちから補助者2人を選任

※補助者は、不在者投票管理者、立会人との兼任は不可

心身の故障その他の事由により自書できない者かどうか管理者が個別に認定

代理投票事由がないと認めたとき

承認

立会人の意見を聴いて拒否

立会人に異議があるとき

拒否について選挙人に不服があるとき

代理投票

代理投票の仮投票

代理投票の方法

- ・補助者2人のうち、1人が選挙人の指示する候補者氏名等を記載し、その内容を選挙人に読み聞かせるなどして確認した後、内封筒に入れて封をしてから外封筒に入れて封をし、外封筒の表の投票者欄に選挙人の氏名を記載する。
(選挙人が紙片等を持参したときは、選挙人の意思を十分確認すること)
- ・他の1人はこれに立ち会う。
- ・代理投票をさせた選挙人及びその補助者の氏名等をてん末書に記載する。